

障害のある子どもの 就学指導ハンドブック



平成22年3月

山梨県教育委員会

本ハンドブックを活用される方々へ

- ・ 本ハンドブックは、就学事務関係の法令等が改正された場合、ページを差替えて活用することを想定しファイル形式で作成しました。
- ・ 就学指導に関わる方々が手元において、長く活用してくださるようお願いいたします。
- ・ 今後、県教育委員会主催の説明会等では、本ハンドブックを使用しますので、活用及び保管にご留意ください。

【本県における就学指導の主な流れ】

月	市町村教育委員会	県教育委員会
4月	障害のある幼児児童生徒の 教育相談及び就学相談開始	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校から市町村教育委員会へ 特別支援学級等の教育課程提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会から県教育委員会へ 特別支援学級等の教育課程提出
6月		
7月		
8月	総合教育センターによる巡回就学相談の実施	
9月	特別支援学級等の設置に関する事務説明会（県教委）	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢簿の編製（10月中） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学時健診の実施（11月中） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区就学指導委員会への諮問 ・ 特別支援学級設置に係る事前協議の報告 （県教委へ） ・ 県教委へ学校教育法施行令第11条に よる通知又は県教委へ判断依頼 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者へ入学期日の通知、学校の指定 （小・中学校へ就学の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者へ入学期日の通知、学校の指定 （特別支援学校へ就学の場合）
2月		
3月		

目 次

- 本県における就学指導の主な取組み
- 目次

就 学 指 導 編

I 就 学 義 務

1	就学義務	2
2	就学基準	2
3	認定就学者	2
4	保護者及び専門家からの意見聴取	3

Q 1	就学手続きをするに当たり市町村教育委員会は どのような責任があるのでしょうか	5
Q 2	就学事務とはどのようなものですか	5
Q 3	就学義務の猶予・免除の制度についておしえてください	6
Q 4	認定就学者の判断基準についておしえてください	7

II 就学指導の進め方

1	早期からの就学相談	8
2	障害のある子どもを支える家族に対する支援	8
3	本県の就学に係る教育相談機関について	8
4	教育相談の意義と配慮	9
5	就学についての情報の提供	10
6	就学指導体制の整備	10

Q 5	就学指導委員会（協議会）の役割についておしえてください	11
Q 6	就学について保護者には、どのような情報を提供すれば よいのですか	12
Q 7	山梨県総合教育センターで行われている障害のある子ども のための教育相談についておしえてください	12
Q 8	特別支援教育就学奨励費についておしえてください	13
Q 9	療育手帳とはどのようなものですか	14
Q 10	身体障害者手帳とはどのようなものですか	14
Q 11	精神障害者保健福祉手帳とはどのようなものですか	15
Q 12	関係部局との連携はどのようにしたらよいですか	15

III 障害のある子どもと特別支援教育

1	特別支援教育について	16
2	障害の特性と就学指導	17
	(1) 視覚障害のある子どもの教育	17

(2) 聴覚障害のある子どもの教育	17
(3) 知的障害のある子どもの教育	17
(4) 肢体不自由のある子どもの教育	18
(5) 病弱・身体虚弱のある子どもの教育	18
(6) 言語障害のある子どもの教育	18
(7) 自閉症・情緒障害のある子どもの教育	19
(8) 学習障害のある子どもの教育	19
(9) 注意欠陥多動性障害のある子どもの教育	19
3 障害のある児童生徒への教育	20
4 特別支援学校	20
5 特別支援学級	22
6 通級による指導	22

Q13 特別支援学校、特別支援学級の学級編制についておしえてください	24
Q14 重複障害、訪問教育とはどのようなものですか	25
Q15 学校に設置されている特別支援教育に関する校内委員会の役割についておしえてください	25
Q16 特別支援教育コーディネーターの役割についておしえてください	26
Q17 「個別の教育支援計画」とはどのようなものですか	26
Q18 「個別の指導計画」とはどのようなものですか	27
Q19 「サポートノート」とはどのようなものですか	28
Q20 交流及び共同学習についておしえてください	29

事務手続き編

IV 就学事務手続き

1 就学手続きの主な日程	2
2 就学予定者に係る事務手続き（新入学者）	3
(1) 学齢簿の作成	3
(2) 就学時健康診断	3
(3) 就学指導委員会へ諮問	3
(4) 視覚障害者等の場合（認定就学者を除く）	3
(5) 視覚障害者等以外の者の場合、又は視覚障害者等のうち 市町村教育委員会が認定就学者と判断した場合	3
3 住所地の変更等により新たに学齢簿に記載された者	3
4 在学者	4
(1) 小・中学校の児童生徒が視覚障害者等になった場合	4
(2) 特別支援学校の児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合	5
(3) 認定就学者として小・中学校に在学する児童生徒が視覚障害者等で なくなった場合	5
(4) 特別支援学校の児童生徒が認定就学者になったと判断する場合	5
(5) 認定就学者として小・中学校に在学する児童生徒が認定就学者で なくなった場合	6

5	区域外就学等	6
	(1) 区域外就学等をさせる場合	6
	(2) 区域外就学等をしている者が退学した場合	7
6	学齢簿の加除修正	7
7	特別支援学校への就学に係る提出書類	8
	(1) 市町村教育委員会から地区就学指導委員会（又は協議会）へ 判断を依頼するとき	8
	(2) 市町村教育委員会から県教育委員会へ施行令第11条の規程 による通知をするとき	9
	(3) 市町村教育委員会から県教育委員会へ判断を依頼する場合	10
	(4) 富士見支援学校又は富士見支援学校旭分校へ転学する場合	11
	(5) 医療機関等において治療を受けるために本県以外の 都道府県立特別支援学校に区域外就学をする場合	11
	(6) 医療機関等において治療を受けるために本県以外の 市町村立特別支援学級に区域外就学をする場合	11
8	提出書類の様式	12

V 特別支援学級等の設置に関する事務手続き

1	事前協議	26
2	事前協議に係る提出書類	26
3	特別支援学級等の設置についての県教育委員会の同意内示	26
4	学級編制の協議書の提出	26
5	学級編制についての県教育委員会の同意	26
6	特別支援学級等の設置に関する提出書類一覧	27
7	提出書類の様式	28

VI 参 考 資 料

(1)	学校教育法（抄）	2
(2)	学校教育法施行令（抄）	4
(3)	学校教育法施行規則（抄）	9
(4)	学校教育法施行令の一部改正について（通知）	10
(5)	障害のある児童生徒の就学について（通知）	12
(6)	知的障害者特殊学級の学級編制の認可について（通達）	17
(7)	知的障害者特殊学級の学級編制の認可について（通達）	18
(8)	知的障害者特別支援学級の学級編制の同意基準	19
(9)	資料1 特別支援学級の学級編制の同意について	20
(10)	学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）	25
(11)	通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、 学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）	31
(12)	特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）	35
(13)	特別支援教育の推進について（通知）	44
(14)	「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）	51
(15)	「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称変更等について（通知）	53
○	サポートノートの様式	54

<参考文献>